水戸市介護給付適正化計画

１　目的

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し，受給者が真に必要とする過不足のないサービスを，事業者が適正に提供するように促すことにより，その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め，持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。

２　計画期間

　令和６年度から令和８年度まで

３　介護給付適正化事業の内容

国が定める「給付適正化主要３事業」を踏まえ，各取組の実施目標を定め，介護給付の適正化を推進する。

(1) 要介護認定の適正化

介護認定調査員が作成する認定調査票を市職員が点検を行うほか，認定調査員の資質の向上による取組により，客観的で公平な介護認定を推進する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取 組 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 認定調査票の点検 | 全件 | 全件 | 全件 |
| 認定調査員研修 | 年１回 | 年１回 | 年１回 |
| 認定調査員向け情報誌の発行 | 年２回 | 年２回 | 年２回 |

(2) ケアプラン点検等

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画，介護予防サービス計画の記載内容について，事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い，市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより，個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに，その状態に適合していないサービス提供等の改善を図る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取 組 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 職能団体との連携によるケアプラン点検 | 参加事業所数  55事業所 | 参加事業所数  55事業所 | 参加事業所数  55事業所 |
| 事業所単位で抽出するケアプラン検証 | 年２回 | 年２回 | 年２回 |
| 住宅改修の事前申請による書類審査 | 全件 | 全件 | 全件 |
| 福祉用具購入・貸与調査 | 全件 | 全件 | 全件 |

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

　　　介護保険と医療保険の給付情報を突合するほか，提供されたサービスの整合性の確認などを行い，請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより，サービス事業者等における適正な請求の促進を図る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取 組 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 医療情報との突合 | 毎月 | 毎月 | 毎月 |
| 縦覧点検 | 毎月 | 毎月 | 毎月 |

　　備考　一部事務処理を国民健康保険団体連合会へ委託

(4) 介護給付費の通知

自ら受けているサービスを改めて確認したい受給者に対して，事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することにより，受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに，適正な請求に向けた抑制効果を図る。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取 組 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 介護給付費の通知 | 随時 | 随時 | 随時 |

４　進行管理

　　本計画の推進に当たっては，庁内各課における連携，市と関係機関等との連携を図るとともに，社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため，毎年度ＰＤＣＡサイクルによる検証を行い，必要に応じて計画の見直しを行うものとする。